

中小企業者とは

第 1 次申請用

中小企業者（個人事業主含む）とは

中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者及び個人事業主（旅館業については中小企業信用保険法第 2 条に規定する中小企業者）で、大企業が実質的に経営に参画していないもの

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
サービス業 (飲食・宿泊含む)	5 千万円以下	100 人以下 (旅館業は 200 人以下)
小売業	5 千万円以下	50 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
製造業その他	3 億円以下	300 人以下